

第8次佐賀県保健医療計画、
第9期さがゴールドプラン21
の同時改定に向けたスケジュール等について

R05.03.22 健康福祉部 医務課 長寿社会課

医療計画の趣旨と法律上の位置付けについて

趣旨

- 都道府県が地域の实情に応じて、医療提供体制の確保を図るために策定。
6年を1期とし、次期(第8次)計画期間は、令和6年度から令和11年度まで。(中間見直しあり)
- 医療提供の量(病床数)を管理するとともに、質の高い医療を受けられる体制を整備。
- 平成28年3月に策定した地域医療構想を踏まえ、医療機能の分化・連携を推進することにより、急性期から回復期、在宅医療に至るまで、地域全体で切れ目なく必要な医療が提供される「地域完結型医療」を推進。

医療法第30条の4第1項

- 都道府県は、基本方針に即して、かつ、地域の实情に応じて、当該都道府県における医療提供体制の確保を図るための計画(以下「医療計画」という。)を定めるものとする。

医療法第30条の4第2項(記載すべき事項)

- 病床の整備を図るべき区域(2次医療圏)の設定
- 基準病床数
- 5疾病・6事業及び在宅医療の目標・医療連携体制
 - ※5疾病(がん、脳卒中、心筋梗塞等の心血管疾患、糖尿病、精神疾患)
 - 6事業(救急医療、災害医療、へき地医療、周産期医療、小児医療、新興感染症発生・まん延時における医療)
 - ※他の関連する計画(例:がん対策推進計画、循環器病対策推進計画)との整合性を図る必要。
- 地域医療構想(平成28年3月策定済)
- 医師の確保(医師確保計画)
- 外来医療の提供体制の確保(外来医療計画)
- 医師以外の医療従事者の確保
- 医療の安全の確保 等

ゴールドプランの趣旨と法律上の位置付けについて

趣 旨

- 高齢者保健福祉計画（老人福祉法を根拠）、介護保険事業支援計画（介護保険法を根拠）の両計画を「さがゴールドプラン21」として、一体的に策定。
- 市町（保険者）が策定する高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画を広域的観点から支援・調整する役割。3年を1期とし、次期（第9期）計画期間は、令和6年度から令和8年度まで。
- 地域共生社会の実現を見据え、地域包括ケアシステムの推進を目標として、高齢者数がピークを迎える2025年、さらに団塊ジュニア世代が65歳以上となる2040年に向け、中長期的な視野に立って計画を策定。

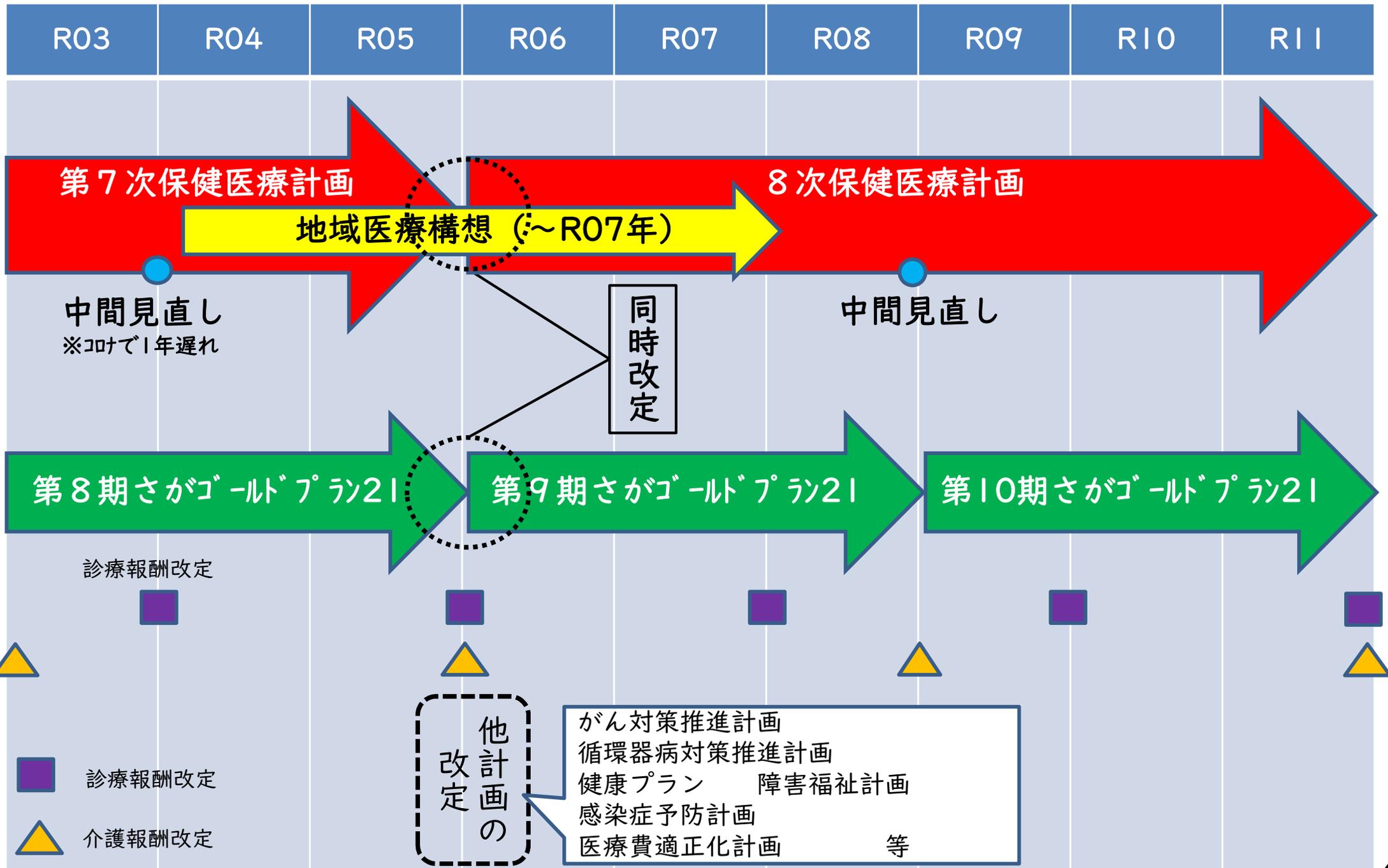
介護保険法第118条第1項、老人福祉法第20条の9第1項

- 都道府県は基本指針に即して、三年を一期とする介護保険事業に係る保険給付の円滑な実施の支援に関する計画（以下「都道府県介護保険支援事業計画」という。）を定めるものとする。
- 都道府県は、市町村老人福祉計画の達成に資するため、各市町村を通ずる広域的な見地から、老人福祉事業の供給体制の確保に関する計画（以下「都道府県老人福祉計画」という。）を定めるものとする。

介護保険法第118条第2項、老人福祉法第20条の9第2項（記載すべき事項）

- 区域（老人福祉圏域）の設定
- 区域毎の各年度の必要定員総数
 - ※介護保険施設、介護専用型特定施設入居者生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護
- 区域ごとの各年度の介護給付等対象サービス量の見込み
- 自立支援、介護予防・重度化防止等の支援内容、目標
- その他の事項

医療計画・ゴールドプラン及び関係事項の全体工程表



次期医療計画・ゴールドプラン策定に当たり整合性を確保する事項

医療計画

ゴールドプラン

○ 基本的事項

基本理念、他の計画との関係、人口構造（現状及び将来推計）等

○ 医療・介護の提供体制

基準病床数

介護サービス見込量、
必要入所（利用）定員総数

介護医療院（介護療養病床廃止に伴い創設された施設）

在宅医療（訪問診療、訪問看護 等）

医療・介護従事者の確保

医師、歯科医師、
薬剤師 等

リハビリ・看護職員

社会福祉士、介護福祉士、
介護支援専門員 等

○ その他

5 疾病・6 事業

介護予防の推進

医療の安全の確保 等

生活支援サービスの充実

認知症の人への支援

地域包括ケアシステムの推進/医療と介護の総合的な確保